

風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種の還付制度について

風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種の対象者については、原則、鈴鹿市発行のクーポン券を受領後、そのクーポン券を医療機関等に持参することで、抗体検査等を無料で受けていただくことができます。

ただし、対象者で下記に該当する場合は還付制度がありますので、必要書類を揃えて健康づくり課に郵送またはご提出ください。（健康づくり課窓口へ直接お越しいただく場合は、印鑑をご持参ください。）

なお、抗体検査費用や定期接種の対象となる抗体価基準等は[国の基準](#)に基づきますので、検査方法等により助成額は異なります。

【対象者】

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、平成31年4月1日以降に自費で抗体検査を受けられた方、また検査の結果、抗体価が低く（HI法で8倍以下相当）予防接種を受けた方

（抗体検査や予防接種の当日に鈴鹿市に住民登録がある方に限ります）

【必要書類】

・[鈴鹿市風しんの追加的対策にかかる抗体検査費用等助成金交付申請書兼請求書\(PDF\)](#)

※様式は健康づくり課窓口でも入手できます。

- ・実施医療機関発行の領収書・明細書（抗体検査の方法や予防接種の種類がわかるもの）
- ・風しん抗体検査結果（写し）

【申請期限】

令和4年3月31日まで